

SOFTIC セミナー「中国における IT・ソフトウェアビジネスの法的諸問題」

想定事例

日本企業である A は、同社の主力製品である電子機器 X を中国で販売することを計画している。

電子機器 X は、ユーザーの PC に USB、Bluetooth 又は無線 LAN 経由で接続して、電子機器 X に保存されたデータを、PC と同期する機能を実装しており、専用のデバイス・ドライバを格納した USB メモリが電子機器 X のパッケージに同梱されている。このデバイス・ドライバは、日本企業 A のホームページからダウンロードすることもできる。

電子機器 X は、アプリケーション・ソフトをインストールすることにより、機能拡張することもでき、電子機器 X には、幾つかのアプリケーション・ソフトがプレインストールされている。ユーザーは、追加のアプリケーションを、日本企業 A が開設した専用のウェブサイトから、ダウンロードしてインストールすることもできる。

上記デバイス・ドライバ及びアプリケーション・ソフトは、該当するエンドユーザー・ライセンス契約の条件に基づいて、各エンドユーザーに使用許諾されるものであり、使用許諾条項は、電子機器 X のパッケージ中に同梱されており、いわゆるシュリンクラップ契約方式で契約が成立するものとされており、さらに、インストールの際に、使用許諾条項がディスプレイ上に表示され、エンドユーザーが同意するボタンをクリックしないとインストールが完了しないように構成されている。

I. 輸出取引

A は、中国の大手流通企業 B と独占販売代理店契約を締結して、B を通じて、電子機器 X を中国市場で販売することを検討している。この場合、どのような手続きが必要となり、また、どのような点に留意すべきか。

II. 現地生産

電子機器 X の中国での販売は順調に拡大し、次第に供給が逼迫するようになった。そこで、A は、電子機器 X を中国で現地生産することを決定し、中国で急成長を続ける新興 IT 企業 C と提携して、合弁企業 D を設立して、合弁企業 D に技術供与を行うことにより、電子機器 X を製造・販売することにした。この場合、どのような手続きが必要となり、また、どのような点に留意すべきか。

III. 知財問題の発生

- (1) 電子機器 X の現地生産の準備がほぼ整った頃、電子機器 X と競合する類似製品 Y が市場に出回るようになった。A が調査したところ、A と C とが提携して合弁事業を展開することに不満を感じていた B の従業員が、電子機器 X の技術仕様等を C のライバル企業である E に不正に開示して、E が類似製品 Y を開発できるようにしたらしいことが判明した。A は、どのような法的措置を講ずることができるのか。
- (2) A が E に対して、法的措置を講じようとしたところ、E は、電子機器 X が、E の保有する専利権・商標権を侵害するものと主張して、提訴してきた。どのような対応策が考え得るか。

IV. 再製造問題の発生

A は、中国企業 F が、電子機器 X の中古品を購入して、これを修理して、F の商標を付して販売している事実を突き止めた。A は、F に対して、どのような措置を講ずることができるか。

V. 撤退

中国における人件費の高騰、円安による投資コストの上昇、中国国内での競争激化等の影響もあり、A は、D との合弁契約を解消して、現地生産を中止することを決断した。撤退のために、どのような点に留意して、どのような手続きを行う必要があるか。

以上